

南相馬市告示第33号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

令和7年3月26日

南相馬市長 門馬 和夫



編入する字名	同左に編入される区域
鹿島区大字北海老字釜舟戸	鹿島区大字北海老字釜舟戸167の1並びに字港口1及び2及び5及び6の1及び6の2及び26及び27に隣接する国有地の一部33, 455, 66平方メートル